

## 木津川市教育委員会会議録

平成30年第1回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成30年1月30日（火） 午後3時30分から午後5時43分まで

○場 所：木津川市役所 5階 全員協議会室

○出席者：森永重治教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、高橋史代委員、佐脇貞憲委員  
（事務局）竹本教育部長、加藤理事、大西教育次長兼学校教育課長、  
島川担当課長、大溝社会教育課長、肥後文化財保護課長  
(欠席) 遠藤理事

### 1. 開 会 教育長

教育長あいさつ

### 2. 前回会議録の承認

教育長が、平成29年第12回定例会議の会議録の承認について提案された。  
委員より異議なく承認された。

### 3. 議事

《議案第1号 木津川市加茂プラネタリウム館条例施行規則の廃止について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

木津川市加茂プラネタリウム館条例の廃止に伴い、本規則の廃止を行うもの。

施行日は、平成30年4月1日である。

将来にわたる効果としては、施設の老朽化に伴う改修費の抑制と毎年収支不足の800万円の運営経費の削減である。

廃止後においては、毎年、樹木管理委託料309千円、隔年で浄化槽維持管理委託料584千円の費用を見込んでいる。

木津川市加茂プラネタリウム館条例の廃止については、去る12月議会に上程し、12月21日に議決を得て、同月26日に告示を行っている。

### 【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

### 《議案第2号 木津川市青少年育成施設条例施行規則の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 〔説明〕

加茂青少年山の家の運営停止に伴い、青少年育成施設の受付事務を南加茂台公民館で行うため、所要の改正を行うもの。

改正の内容としては、これまで山の家で受け付けを行っていたものを南加茂台公民館に変更し、施設の休場日を12月29日から翌年1月4日までする。

また、利用許可申請の受け付けについて、これまで1か月前からとしていた規定を前月1日からに改め、受付時間を日曜日、月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く午前9時から午後5時に改めるものである。

施行日については、平成30年4月1日である。

なお、平成29年10月11日開催の市政政策会議において、「テニスコートについては運営を継続し、大規模改修等が必要な段階で廃止の方向で進めること」の留意事項が付された。

### 【質疑応答】

教 育 長：日曜日は受付できないのか。

事 務 局：日曜日は開館しているが、職員がおらず管理をシルバー人材センターに委託しているため、受付日から除いている。

教 育 長：テニスコートの鍵の管理はどうするのか。

事 務 局：ナンバー錠にする。

委 員：ナンバー錠の番号は、毎回変わるものか。

事 務 局：変更することが出来る。中央体育館は、毎月で変更しているが、当面は変更せずに運用する予定である。

委 員：一度利用すると、番号が分かるのでいつでも使えてしまうのではないか。

事 務 局：他の施設も同様の運用をしており、トラブルは発生していない。

### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

### 《議案第3号 京都府加茂青少年山の家管理規程の廃止について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

### 〔説明〕

京都府加茂青少年山の家の運営停止に伴い、規程を廃止するもの。

加茂青少年山の家は、青少年健全育成を目的として昭和62年に設置されたが、施設の老朽化による雨漏りと経年による機器の更新が必要な状況である。

時代や社会環境が変化する中で施設利用者が減少しており、交通条件からも現状のままで利用者の増加を見込むことは困難である。

収支についても毎年900万円から1,000万円程度の収支不足が続いていることから、平成30年3月末をもって運営を停止するもの。

運営停止に係る効果としては、老朽化による設備更新費用の抑制と収支不足の解消である。

運営停止後の経費としては、毎年、樹木管理委託料として526千円を見込んでいる。

施行日については、平成30年4月1日である。

なお、平成29年10月11日開催の市政策会議において、「平成29年度末に京都府加茂青少年山の家を運営停止とすることを市の方針とし、廃止を視野に京都府と協議を進めること」の留意事項が付された。

### 【質疑応答】

委 員：建物は府が所有したままか。

教 育 長：京都府のスタンスは、府内に14ある山の家について順次、無償若しくは有償で市町村に引き渡している。

京都府は、加茂青少年山の家についても同様に引き渡したいとの意向を持っている。今後、1年間かけて協議したいとの事である。

山の家とプラネタリウム館を運営してくれる安定した事業者があるかどうか、公募を試みたいと考えている。

事 務 局：京都府とは、運営停止についての了解は得たが、今後の進め方については協議が必要である。

### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

### 《議案第4号 木津川市文化財補助金交付要綱の一部改正について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

### 〔説明〕

京都府指定・登録文化財等補助金交付要綱及び文化庁文化財保存事業費関係補助金交付要綱の改正に伴い、木津川市文化財補助金交付要綱を一部改正するもの。

この要綱を改正するにあたっては、京都府が暫定登録文化財の制度を発足し修理などの補助事業を開始したこと、また、国が文化財を美しく見せるための建造物・美術工芸品の美装

化事業を開始したことにより、現行の要綱の規定がそのまま適用されることとなる。

これらの事業は、従来から実施している補助事業に比べて重要性が低いと考えられるので、補助額に差別化が必要となる。また、予算の範囲内で補助を行おうとすると、従来から補助対象であった文化財への補助額に影響を及ぼす可能性が高い。

よって、要綱を改正し、京都府暫定登録文化財における補助の上限額を2分の1とし、建造物美装化事業の補助限度額を新たに設けて100万円とするものである。

また、過去において府の補助金枠の関係から府補助金の額を上回って市の補助金を交付した経過があることから、市の補助限度額については、府が実施する補助事業の補助金の額を超えない額とする改正を加えるものである。

#### 【質疑応答】

委員からの質疑は無かった。

#### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

《議案第5号 木津川市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検・評価に関する報告書（平成28年度実施事業）について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

#### 〔説明〕

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が所管する事務の管理及び執行状況について、教育に関して学識経験を有する原俊一氏、中下和男氏の助言をいただき、自ら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を本年2月22日召集の平成30年第1回木津川市議会定例会に提出するとともに公表するもの。

今回、134事業について担当者が点検評価を行った。

評価調査票については、1つ目の基本事項は、市総合計画における位置づけ、2つ目の計画については、事業の概要として目的と実施方法、3つ目の実施については、決算内容や活動実績である。

これらを基に4つ目の評価を行っている。

評価は3段階で、概ね通常の成果であれば評価を2として、良好なものは3、事業の実施に問題があったものを1としている。

平成28年度の評価においては、「3」とした事業が8事業、その他は「2」であった。

#### 【質疑応答】

- 委 員：69ページにある中学校の施設管理事業費が、全中学校各階に男女各1台ずつトイレの洋式化が完了したことにより評価が「3」となっているが、今後も洋式化を進めるのか。
- 事 務 局：新しい学校は洋式化率がかなり高いが、洋式トイレが足りない学校があった。調査を行った上で、それぞれの学校の校舎の各階に男女1つは整備することを進めた。平成28年度にその目標は達成できた。  
洋式化の要望はあるが、洋式化すればトイレの個数が減ることにもなるので、今後、どの様に進めていくかが課題である。
- 委 員：和式と洋式の利用率は把握しているか。
- 事 務 局：家庭では、ほとんどが洋式トイレなので洋式でないと出来ない子どももいる。逆に学校等の公共施設で洋式に座るのが嫌な子どももいるので全てを洋式化する訳ではない。
- 委 員：中学校は計画のとおり整備できたが、小学校はどうか。
- 事 務 局：36ページの小学校の施設管理事業費の決算額の主な内訳中で記載している木津小学校、相楽小学校、加茂小学校の整備をもって小学校も完了した。
- 委 員：昨年度と大きく変わったものはあるか。
- 事 務 局：小中学校の施設管理事業費において、校舎の耐震化や洋式トイレの整備などの教育環境整備においての成果やカウンセリングルーム設置事業費やスクールカウンセラー設置事業費における相談体制の充実を図ったもの等である。

### 【採決】

教育長が、採決を行い、全員一致で可決された。

## 4. 教育長報告（平成29年12月28日～平成30年1月30日）

### （1）教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

中でも次の点について、詳細の説明があった。

- ・1月5日に相楽中部消防本部の出初式と7日に市消防団の出初式が行われた。7日の成人式には教育委員の皆様もご出席いただき御礼申し上げる。
- ・16日の京都府教育委員会スクールミーティングには、教育委員の皆様もご出席いただき御礼申し上げる。
- ・28日に4年目となる歴史めぐりマラソンin木津川を開催した。4割近くが市外からの参加であった。市体育協会から200名程度のボランティアに協力いただいた。

## 5. その他

### （1）今後の行事予定について

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

(2) 平成29年第4回木津川市議会定例会一般質問及び答弁について  
事務局が、8名の一般質問及び答弁について報告を行った。

(3) いじめ調査概要の報告について  
事務局が、資料に基づき報告を行った。

[説明]

平成29年度第2回木津川市いじめ調査結果について報告する。

例年と同じくアンケートとその後の聞き取り調査を実施した。

アンケートは、10月13日から11月24日の間にかけて全小中学校で実施し、その後に聞き取り調査を行い、12月22日現在でいじめの認知件数等の報告を受けている。

この2学期調査からアンケートの項目を追加している。

これまで、「いやな思いをした事があったか」、「それが続いているか」の問い合わせの後に「誰かに相談したか」、「いじめを見たことがあったか」がアンケートの内容であったが、「いやな思いをしたのがいつ頃か」と「その事に対する今の思い」を問う質問が加わった。

アンケートの集計は、小学校でいやな思いをした児童数は1,456人。その内、その行為が止んでいると回答した児童数は、841人であった。615人がアンケートの段階でその行為が続いていると回答した。

次に中学校では、いやな思いをした生徒数は134人。その内、その行為が止んでいると回答した児童数は、79人であった。55人がアンケートの段階でその行為が続いていると回答した。

前年度の同時期と比較すると小学校では、前年度の1,693人に対して1,456人で減少しており、1学期調査からも減少している。

中学校でも同様の傾向であり、昨年度並びに1学期調査よりも減少している。

平成25年調査から経年で比較しても小・中ともに右肩下がりで減少傾向である。

どのような内容のいやな思いであったかについては、小・中ともに「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた。」が最も多く、次に多いのが、「遊ぶふりをしてぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。」と「仲間はずれにされたり、集団で無視された。」である。この2項目については、小・中で順番は違うものの多い内容であるのは前回と同様である。

続いていじめ調査について報告する。

アンケートの後の聞き取り調査で、学校がいじめとして何件認知したかである。

小学校では1,472件の認知で、アンケートの1,456件以上を普段の生活の中でのいじめと捉えて件数を追加し、認知されている。

これまでの調査では、いじめを第1段階、第2段階、第3段階と区別していたが、解消の状況がどの様になっているかに変更となっている。

まず、Aが要指導件数で、いじめの行為が続いているものである。

Aの件数は89件である。

アンケートの段階では、615件が継続していると回答していたので、その後の指導等で学期末までの間に89件まで減少したと捉えられる。

Bが要支援件数で、行為は止んでいるが、いやな思いをしている件数である。

Bの件数は114件である。

このA、Bを合わせた203件を引き続き学校として注意して経過を見ていく必要があるものと捉えている。

Cが見守り件数で、いやな思いは無いけれども行為が止んでから3か月が経過していないものである。文部科学省のいじめ解消の基準で、3か月は何もない状態が続いていることとなつておらず、まだ3か月を経過していないものが1,101件である。

Cについては、このまま状況が変わらなければ解消になっていく。

Dが解消件数で168件であった。

重大事案は無かつた。

中学校の認知件数は90件で、アンケートの134件よりも少ない結果であった。

聞き取りで精査する中で、勘違いやいじめと捉えられない事象を除いた中で90件をいじめとして認知した。

いじめの分類では、Aが8件、Bが4件、Cが70件、Dが8件であった。

中学校では注意して経過を見ていく必要があるものが12件である。

中学校も重大事案は無かつた。

なお、今回の調査から前回調査の追跡調査が加わった。

2学期末時点で、1学期末に3か月を経過していないために未解消となっていたものが、その後にどうなったかの追跡である。

小学校では、1,617件の認知件数中の1,373件が解消。

中学校では、97件中92件が解消である。

### 【質疑応答】

委 員：いじめの定義のBで、行為は止んでいるがいやな思いをしているとは、どのような状態を指しているのか。

事 務 局：いやな思いをさせた当事者が近くにいるとプレッシャーを感じたり、度々その事を思い出す等が考えられる。

委 員：判断が難しいと感じる。

事 務 局：聞き取りをする中で、悔しい思いが残っていることや思い出すと嫌になる等の申告が集計されている。ケアが必要な子どもである。

委 員：保護者からの相談は集計されているのか。

事 務 局：アンケートと人数の差は、アンケートの前後で指導したり、保護者からの

相談で指導に入っているものも含んでいる。

委 員：不登校の子どもにもアンケートを取っているのか。

事 務 局：在籍者には、不登校やフリースクールに通っている子どもを含んでおり、学校にほとんど来ない子どもに聞き取りをしたり、本人と話が出来ずに保護者から状況を聞き取っている場合もある。

教 育 長：学校間で意識の差はないか。

事 務 局：意識の統一は出来ているが、調査の方法が何度も変更になるので、定着するまでに取り違いが生じることがあるが、いじめ生徒指導担当者会議で常に指導や交流をしている。

#### (4) 社会教育施設の利用検討について

教育長が、社会教育施設の利用検討については、政策形成過程の案件であり、木津川市教育委員会会議規則第12号第1項第4号による秘密会を提案した。

また、併せて会議録については、事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを提案し、賛成者の挙手を求めた。

挙手全員により秘密会及び会議録を事務の執行に支障が生じなくなった段階で公表することを決定した。

事務局が、資料に基づき説明した。

##### [説明]

小谷教育集会所の統廃合及び跡地利用について説明する。

小谷教育集会所は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、人権教育の推進や住民福祉の向上を図る目的で設置された施設であるが、新耐震基準以前の建築であり老朽化が進んでいる。

耐震をはじめ大規模改修が必要な時期に来ており、市全体の公共施設の計画的な再編検討を進める中で、小谷上教育集会所に統合し、小谷下教育集会所の跡地利用については、加茂人権センターと小谷児童館の複合施設の駐車場として整備をするもの。

財源としては、公共施設等適正管理推進事業債の活用を検討している。

この事から木津川市小谷教育集会所条例を一部改正し、平成32年4月1日の施行を予定している。また、関連する条例施行規則についても一部改正をし、平成32年1月の教育委員会定例会に議案提出し、同年2月公布、同年4月1日施行を予定している。

進め方としては、まずは地元に説明を行い、平成30年度に京都府と建物に充てていた補助金に関する協議を行う。

平成31年度に実施設計業務、平成32年度に小谷下教育集会所の解体撤去及び駐車場整備を行う予定である。

なお、小谷下教育集会所は、概ね月7回程度の利用があり、施設統合後については、小谷上教育集会所や加茂人権センターを利用いただくことで活動の場を確保していきたいと考えている。

**【質疑応答】**

- 委 員：小谷上教育集会所は現状維持か。  
事 務 局：お見込みのとおり。  
委 員：現在の児童館は解体するのか。  
事 務 局：解体を予定されている。  
委 員：人権センターを改築するとの事だが、広さはそのままか。  
教 育 長：可能な限り広くする予定である。  
委 員：整備する駐車場には、何台の車が停められるのか。  
事 務 局：10台程度である。

(5) 平成29年度 幼稚園：卒園式、小・中学校卒業式 教育委員会出席者（案）について  
事務局が、資料に基づき出席者（案）を報告した。

(6) 預かり保育の実施について

事務局が、平成29年第12回定例会で報告した市立幼稚園の預かり保育の説明に関して、  
利用料金を幼稚園条例の一部改正を行うこととして報告したことについて、その後の市政政策  
会議において、試行であるため要綱として制定することとなったことを報告した。

また、要綱については、次回提案することを報告した。

(7) 最近の主な新聞記事について、教育長が配布を行った。

(8) 次回教育委員会日程について

次回委員会は、平成30年2月20日（火）午前9時30分から開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。